



平成25年10月18日

各 位

会 社 名 株式会社A. Cホールディングス
代表者名 代表取締役社長 長谷川 武司
(JASDAQ コード 1783)
問合せ先 取締役情報管理責任者 竹澤 清
(TEL 03-5473-7722)

過年度有価証券報告書、決算短信等の一部訂正に関するお知らせ

当社は、過去に提出いたしました有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び内部統制報告書並びに決算短信及び四半期決算短信について、必要な訂正を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

今回の訂正は、当社が平成23年9月期に、連結財務諸表における関係会社株式の評価に関する会計上の誤謬について、当時の会計基準に基づき一括して過年度修正を行っていたところ、投資家の皆様に対する、より丁寧・親切なディスクロージャーの見地から、当該関係会社株式の取得時まで遡及して各期の訂正処理をするものです。

なお、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び内部統制報告書の訂正報告書並びに訂正した決算短信及び四半期決算短信の提出については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく訂正報告書に対する監査法人による監査証明業務の完了後の、平成25年12月上旬を予定しております。

記

1. 訂正の内容及び理由

当社は、連結財務諸表における関係会社株式につき持分法を適用しているところ、平成23年9月期第1四半期（平成22年10月1日～平成22年12月31日）に、過年度の持分法によるのれんの処理を見直したことにより、関係会社株式の評価方法の一部誤り（以下「本件事象」といいます。）を発見しました。当社は、この時点では、誤謬の発生時に遡って財務諸表の訂正を行うことを定めた企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用が開始される前であったこと（同会計基準第23項）から、本件事象に係る適正な会計処理としては、過年度遡及訂正は不要と判断し、平成23年2月9日付当社「営業外損失（連結）の発生、特別利益（連結）の発生および平成23年9月期第2四半期累計期間（連結）・通期（連結）業績予想の収益に関するお知らせ」にてお知らせせしめたとおり、平成23年9月期第1四半期に一括して修正益（持分法過年度修正益）として4億27百万円を特別利益として計上する方法で訂正処理をいたしました。

そうしたところ、今回、財務省関東財務局から本件事象に関する過年度遡及訂正の要否に関する当社の

認識について照会を受けました。当社としては、かかる照会に対し、当初は、上記のとおり本件事象の適正な会計処理として平成23年9月期に一括して過年度修正益を計上しており、過年度遡及訂正は不要であると認識していることを伝えました。もっとも、その後、一括して過年度修正を行うことが当時の会計処理としては適正だったとしても、昨今における不適切な会計処理の発覚に伴う研究報告等のガイドラインや開示検査当局の報告などを総合的に勘案すると、発生時に遡及して訂正することが、より投資家の皆様にとって、親切・丁寧なディスクロージャーであるとの考えが一定の合理性を有していると考えました。そのため、当社は、今般、自発的に本件事象について関係会社株式の取得時に遡及して訂正処理をすることとし、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び内部統制報告書並びに決算短信及び四半期決算短信について、訂正をすることとしたものです。

2. 訂正する有価証券報告書等

有価証券報告書	第62期	(自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
半期報告書	第63期中間期	(自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)
有価証券報告書	第63期	(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)
四半期報告書	第64期第1四半期	(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期報告書	第64期第2四半期	(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
四半期報告書	第64期第3四半期	(自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
有価証券報告書	第64期	(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
四半期報告書	第65期第1四半期	(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
四半期報告書	第65期第2四半期	(自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日)
四半期報告書	第65期第3四半期	(自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)
有価証券報告書	第65期	(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
四半期報告書	第66期第1四半期	(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期報告書	第66期第2四半期	(自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
四半期報告書	第66期第3四半期	(自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
有価証券報告書	第66期	(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
四半期報告書	第67期第1四半期	(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
四半期報告書	第67期第2四半期	(自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
四半期報告書	第67期第3四半期	(自 平成23年10月1日 至 平成24年6月30日)
有価証券報告書	第67期	(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

3. 訂正する内部統制報告書

内部統制報告書	第64期	(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
	第65期	(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
	第66期	(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

4. 訂正する決算短信等

決算短信	第62期	(自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
四半期決算短信	第63期第1四半期	(自 平成19年10月1日 至 平成19年12月31日)
四半期決算短信	第63期第2四半期	(自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)
四半期決算短信	第63期第3四半期	(自 平成19年10月1日 至 平成20年6月30日)
決算短信	第63期	(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)
四半期決算短信	第64期第1四半期	(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期決算短信	第64期第2四半期	(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

四半期決算短信	第64期第3四半期	(自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
決算短信	第64期	(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
四半期決算短信	第65期第1四半期	(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
四半期決算短信	第65期第2四半期	(自 平成21年10月1日 至 平成22年3月31日)
四半期決算短信	第65期第3四半期	(自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)
決算短信	第65期	(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
四半期決算短信	第66期第1四半期	(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期決算短信	第66期第2四半期	(自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)
四半期決算短信	第66期第3四半期	(自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
決算短信	第66期	(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
四半期決算短信	第67期第1四半期	(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
四半期決算短信	第67期第2四半期	(自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
四半期決算短信	第67期第3四半期	(自 平成23年10月1日 至 平成24年6月30日)
決算短信	第67期	(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

5. 業績への影響

当該訂正の対象となる財務諸表は、第67期（平成23年10月1日から平成24年9月30日）までの期間に係るものに限られますので、第68期（平成24年10月1日から平成25年9月30日）の業績への影響はございません。

以 上